

中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定について

※令和2年5月1日より、**対象業種が全業種**となりました。

○認定基準

1. 指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者。
2. 京丹波町内において事業所の登記または事業者等の実体があること。
3. 以下の①②をいずれかを満たすこと
 - ①最近3ヶ月の売上高等の合計が、前年同期の売上高等の合計と比較して、5%以上減少していること。
 - ②最近1ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少しており、最近1ヶ月とその後2ヶ月の売上高等の合計が前年同期比で5%以上減少する見込みであること。

○必要書類

法人申請者

- ・ 5号認定申請書 2部
- ・ (金融機関等による代理申請時の) 委任状 1部
- ・ 法人の实在確認書類 (法人謄本 (履歴事項証明書) など) 1部
- ・ 月別の売上等が確認できる書類 (確定申告書、決算書、売上台帳、試算表 等) 1部

個人申請者

- ・ 5号認定申請書 2部
- ・ (金融機関等による代理申請時の) 委任状 1部
- ・ 個人の实在確認書類 (確定申告書の写しなど) 1部
- ・ 月別の売上等が確認できる書類 (確定申告書、決算書、売上台帳、試算表 等) 1部

※また必要に応じて以下の書類の提出を求めることがあります。

- ・ 決算報告書の写し
- ・ 所得申告書及び青色申告決算書または収支内訳書の写し

○その他

- ・ 金融機関等の事前または事後の相談は十分行ってください。